

# Topic 6 知的財産権

## 音楽・ブランドにこだわるなら

音楽のダウンロードと著作権

拓磨 今はやりの曲が無料でダウンロードできたよ!

兄 違法なサイトからダウンロードしたらダメだよ。

拓磨 え? 個人的に聴くなら問題ないんじゃないの?

兄 違法なサイトと知りながら音楽や映像をダウンロードすると、個人的に楽しむだけでも違法になるんだよ。音楽や映像をつくった人がもつ「著作権」という権利があって、インターネットで音楽や映像を配信するときは、著作権をもつ人の了解を得て、使用料を支払うことが必要なんだ。

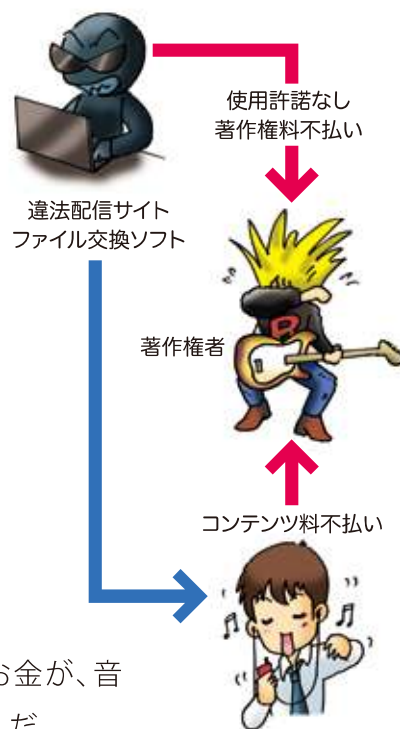
拓磨 じゃあ、違法なサイトからダウンロードをすると、音楽や映像をつくる人たちが本来得るべき収益を断ち切ってしまうことになるのか。

兄 そうなんだ。僕らがCDを買ったり、配信サイトに支払うお金が、音楽や映像をつくる人たちが新しい作品を生む資金になるんだ。

拓磨 違法なサイトかどうかはどうやって見分けることができるの?

兄 例えば著作権者の許可を得て配信している「エルマーク」がついているサイトなら安心だね。

### 違法ファイルの流通



### 豆知識

#### 著作権 (著作者人格権と 財産権)

著作権は、文芸・学術・美術・音楽などの創作的表現を保護するための権利をいい、音楽であれば作曲家、作詞家などの著作者が権利をもっています。著作者は、著作物について「意に反した改変」をされないといった人格権と、無断でコピー（複製）をされない、無断でインターネット送信されない、無断で翻訳や編曲などをされないといった財産権（許諾権）をもっており、「著作権法」で保護されています。著作権の保護される期間は、原則として著作者の死後50年間（映画は公表後70年間）です。

#### エルマーク

レコード会社・映像製作会社などの権利者の許可をとって音楽や映像などを配信しているサイトであることを証明するマーク（日本レコード協会の登録商標）です。エルマークが表示されていないサイトがすべて違法サイトというわけではありません。



他人の著作物を利用するときの注意

**拓磨** 他人の文章や音楽、絵、写真などの著作物を利用するときは、著作権者に了解してもらわないといけないんだよね。

**兄** そうだよ。音楽なら日本音楽著作権協会 (JASRAC) などの著作権管理団体に了解を得ればいいよ。次の場合は例外的に了解を得なくても利用できるよ。

- 1 自分が私的に使うためのコピー (複製)  
(例: 音楽CDから携帯プレーヤーにダビングして聴く)
- 2 学校の先生が授業で使うための必要最小限度のコピー
- 3 非営利目的で観客から料金をとらず (無料)、出演者に報酬を払わない (無報酬) で実施する上演



\*\*\*\*\*

ブランド品と商標権

**拓磨** この前、友達がネットオークションで買ったブランドのシューズ、偽物だったんだって。勝手にブランド品をまねて作ってもいいの?

**兄** そんなことないよ。ブランド品は法律によって守られていて、ブランドのマークが登録されると登録商標として「商標権」が認められるんだ。勝手に使用することはできないし、類似品・粗悪品が出回ればブランドの価値や会社の信用を傷つけることになるから、不正競争を防止する法律にも違反するね。

**拓磨** じゃあ、偽物のブランド品を持っていたら、没収されるの?

**兄** 外国から帰国して税関を通るときに、知的財産権の侵害品として没収されるかも。偽ブランド品を買うことは、違法行為を助けることになるからやめようね。



豆知識

知的財産権

人の知的な活動から生じる創造物に関する権利のこと。知的所有権、無形財産権ともいいます。文芸、学術、美術、音楽などの創作物を保護する「著作権」、発明を保護する「特許権」、物品の形状等の考案を保護する「実用新案権」、物品のデザインを保護する「意匠権」、商品・サービスに使用するマークを保護する「商標権」などがあります。

著作物の自由利用マーク

「プリントアウト・コピー・無料配布OK」「障害者のための非営利目的利用OK」「学校教育のための非営利目的利用OK」の3つがあり、著作権者が自分の著作物をどのような場合は自由に利用してよいかを示しています。

文化庁 <http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo/>

